

新規教育研究プロジェクト立ち上げ支援に関する要項

(目的)

1 放射線科学基盤機構（以下「機構」という。）では、分野横断を含む新規教育・研究・放射線管理等プロジェクトの推進を目指している。それに係わる準備のために必要な経費を配分し、立ち上げを支援する。

(対象)

2 申請責任者は機構の専任教員もしくは兼任教員とする。メンバーは複数部局から構成し、必要に応じ広く学外者を加えることも可とする。

(用途および経費繰越)

3 本経費の用途は、プロジェクトの準備に資する範囲とし、原則、会議費、旅費、事務費、謝金、消耗品費および施設利用料等とし、翌年度への経費の繰越は、原則認めない。やむを得ず、翌年度への繰越および残額が生じる見込みとなった場合、当該年度の1月末までに申し出るものとし、機構において繰越の可否について判断するものとする。

(申請)

4 申請は所定の様式を機構事務局に提出することにより行う。様式、期限等の詳細は機構会議で別に定める。

5 実施の期間は当該年度末までとし、継続の場合も再度申請するものとする。同じテーマでの申請は2回以内とする。

(審査)

6 審査は新規教育研究プロジェクト準備経費採択委員会（以下「委員会」という。）において、プロジェクトの目的・意義、プロジェクト立ち上げの計画の妥当性、申請グループのこれまでの実績や当該テーマの位置づけ、などについて申請書に基づき審議し選考する。

7 委員会は機構会議委員から機構長が指名した若干名の者をもって組織する。委員長は委員の互選により選出する。

(報告)

8 申請責任者は、事業終了後実施報告書を提出する。報告書の様式は別に定める。

附 則

この要項は、令和元年6月27日から施行する。

附 則

この改定は、令和5年4月27日から施行する。